

ちょうどいい、みつけた。



はつかいちし

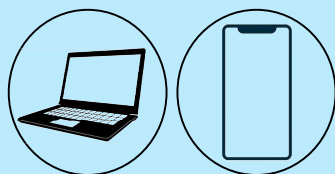
職務経験者を対象とした 令和6年度廿日市市職員採用試験受験案内

■試験日 10月13日(日)

■申込期間 8月16日(金)12時00分～

9月17日(火)12時00分

申込
方法



パソコン、スマートフォンから申込み！

採用試験受験申込みはこちらから ➡



※ 受験申込は、インターネットによる申込みのみとし、上記QRコードからのアクセスのほか、廿日市市ホームページの「エントリー」ボタンからも申込可能です。

1 試験区分・採用予定人数等

試験区分	採用予定人数	年齢要件	職務概要
事務	3人程度	昭和49年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人(令和7年4月1日現在で31歳～50歳の人。学歴は問いません。)	市長事務局及び各行政委員会事務局等における所管事業に関する企画・立案業務などの一般行政事務に従事します。
保育士	2人程度	昭和49年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人(令和7年4月1日現在で31歳～50歳の人。学歴は問いません。)	保育園等における乳幼児の保育業務に従事します。

2 受験資格

(1) 共通（事務及び保育士）

次のアからウまでの全ての要件に該当する人が受験できます。

ア 次のいずれかに該当する人

- ・ 日本国籍を有する人
- ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

イ 次のいずれにも該当しない人

- (7) 地方公務員法第16条（昭和25年法律第261号）に定められている次のいずれにも該当しない人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 廿日市市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心身耗弱を原因とするもの以外）

ウ 現に廿日市市職員（任期に定めのない職員）でない人

(2) 事務

直近8年間（平成28年8月1日から令和6年7月31日まで）に、通算3年（36か月）以上の職務経験がある人

- ・ 「通算3年以上の職務経験がある人」とは、会社員、公務員、自営業者等として、同一の事業所（関連会社等への出向等も含む。）において週35時間以上の勤務を、通算して3年（36ヶ月）以上した人のことをいいます。
- ・ 休職、休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業や、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）等に基づき育児休業又は介護休業を取得していた期間は通算します。
- ・ 育児・介護休業法等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間は通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり35時間以上であることが必要です。

(3) 保育士

保育士資格を有しており、保育に関する職務経験が通算3年以上ある人

- ・ 職務経験として通算する期間は、保育園、こども園等で保育士として週35時間以上かつ3年以上継続して就業していた期間が該当します。
- ・ 休職、休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業や、育児休業介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）等に基づき育児休業又は介護休業を取得していた期間は通算します。
- ・ 育児・介護休業法等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間は通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり35時間以上であることが必要です。

3 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	試験区分	日 時	会 場（予 定）	合 格 発 表
第1次試験	全区分	10月13日(日) 午前8時40分開始	「山陽女学園」 廿日市市佐方本町1番1号	10月23日(水)
第2次試験	事務	11月10日(日)	「廿日市市役所」 廿日市市下平良一丁目 11番1号	11月中旬頃
	保育士	11月9日(土)		
第3次試験	全区分	12月8日(日)	「廿日市市役所」 廿日市市下平良一丁目 11番1号	12月中旬頃

※ 申込状況によっては、試験日程及び試験会場が変更(廿日市市内)となる場合がありますので、各試験の案内通知を必ず確認してください。

※ 第1次試験の入室開始時刻は、午前8時10分からです。なお、午前9時30分以降の入室はできません。

※ 第1次試験の合格発表は、合格者の受験番号を午後2時から市役所掲示場に掲示するほか、午後2時以降に市ホームページに掲載するとともに、合格者には採用管理システムにて通知します。
(電話での可否の問合せは受け付けません。)

4 試験科目

区分	試験区分	科目	形 式	時 間	試 験 内 容
第1次試験	事務	S P I	択一式	70分	職務に共通して求められる基礎的な能力の検査
	全区分	作文試験	記述式	60分	文章による職務経験等に関する記述
		面 接		5分程度	協調性、積極性及び識見等についての面接
第2次試験	全区分	職場適応性検査	WE B	35分	職場における適応性についての検査
		面 接		30分程度	協調性、積極性及び識見等についての面接
第3次試験	全区分	面 接		30分程度	人物及び識見等についての面接(試験区分が事務の場合、事前に与えられたテーマに対するプレゼンテーションを含む。)

※ 職場適応性検査の受検については、第1次試験合格者に対してメールで通知します。

※ 第2次試験の受験時に、所定の職務経歴書の提出を求めます。職務経歴書の様式は第1次試験合格者に送付します。

※ 第3次試験の受験時に、所定の身体検査書の提出を求めます。身体検査書の様式は第2次試験合格者に送付します。

5 申込期間

令和6年8月16日（金）12時00分 から 9月17日（火）12時00分 まで

受験の申込みは、廿日市市ホームページ又は1ページに掲載しているQRコードからアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

※ 申込みにあたっては、廿日市市ホームページ上の「インターネットによる受験申込方法」を必ず参照してください。

※ 原則、郵送や持参による申込みは受付できません。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格後、在職期間等の確認のため、職歴に関する証明書（自営業者の方は確定申告書の写し）を提出していただきます。
- (2) 受験資格がないこと（受験資格に係る在職期間等が確認できない場合も含む。）やエントリーシートの記載事項が正しくないことが判明した場合は採用される資格を失うことがあります。
- (3) この試験に基づく合格者の採用は、原則として令和7年4月1日に行います。
- (4) 保育士の採用にあたっては、任命権者において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の20の4第3項の規定に基づき、同条第1項のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）を採用することとし、児童生徒性暴力等を行ったことが判明した場合には採用されないことがあります。
- (5) 地域手当を含めた初任給（令和6年4月1日現在）は、おおむね次の例のとおりですが、各人の民間企業等における職務経験年数、職務内容等に応じてこの額は変わります。例と同じ年齢、経験年数であっても、職務内容等によって同じ金額になるとは限らず、初任給の額を保証するものではありませんので御了承ください。また、給料額の改定により初任給は変更となる場合があります。

（例）22歳で大学を卒業後、民間企業で正社員として在職した場合

採用時の年齢	民間企業での在職年数	初任給
40歳	18年	345,000円

※ このほかに諸手当として通勤手当、扶養手当、住居手当（市内居住者への加算あり）、期末・勤勉手当、時間外勤務手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

7 第1次試験受験上の注意事項

- (1) 試験会場は、土足禁止です。各自で上履き（スリッパ等）及び下足を入れる袋を用意してください。
- (2) 試験会場は、全面禁煙です。
- (3) 試験当日は、昼食が必要となる場合があります。必要に応じ、各自で用意してください（ごみは持ち帰っていただきます。）。
- (4) 試験会場への問合せはできません。
- (5) 試験会場に駐車・駐輪場はありませんので、自家用車等での来場は禁止します。会場付近への路上駐車や近隣施設への駐車等は厳禁とし、駐車していることが判明した場合は受験を認めません。
- (6) 送迎についても近隣への迷惑となるため、公共交通機関を利用して来場してください。
- (7) 第1次試験を欠席する場合の連絡は不要です。試験当日は問合せ先に電話しないでください。

8 試験成績の照会

最終合格者を除き、希望者に対しては不合格時点での総合順位をお知らせします。

希望者は、第1次試験時に配付する「成績照会書」により請求してください。

ただし、それぞれの試験の合格発表日以前又は成績照会受付期間終了後の請求はできません。

9 その他

- (1) エントリーシート等に記載された個人情報については、採用試験及び採用に関する事務の目的で使用します。また、提出された書類は返却しません。
- (2) 自然災害等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰下げ等を実施する場合は、廿日市市職員採用試験ホームページ（6ページのQRコード参照）及び採用管理システムにてお知らせします。
- (3) 申込内容等について、携帯電話等の連絡先に連絡する場合があります。人事課（0829-30-9104）からの着信やメールには応答してください。

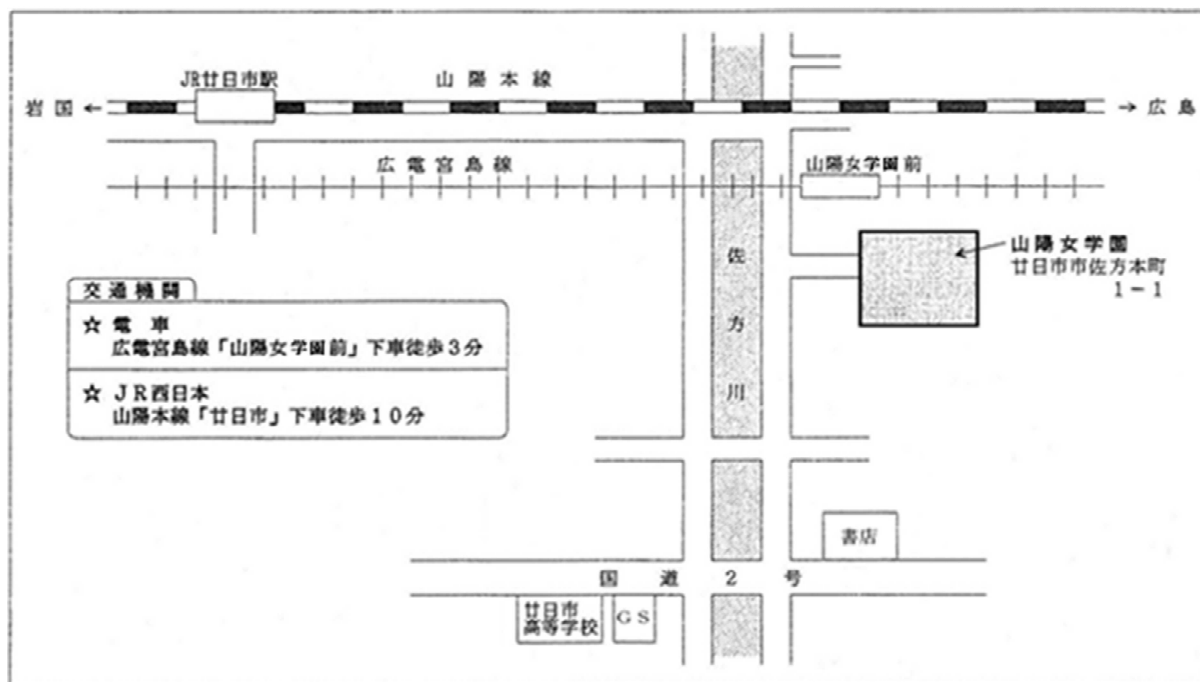
（参考）日本国籍を有しない職員の担当業務等について

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、廿日市市では、外国籍の職員は、次のような業務に就くことができません。

- (1) 公権力の行使にあたる業務
 - ・市民の権利又は自由を一方的に制限することとなる業務
 - ・市民に義務又は負担を一方的に課することとなる業務
 - ・市民に対して強制力をもって執行する業務

（例）市民税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定など
- (2) 公の意思の形成に参画する職
原則として、専決権を有する課長級以上の職

試験会場案内図



※ 試験会場への来場は、原則公共交通機関を利用してください。

民間企業等での職務経験で培われた専門的な知識、柔軟な発想や企画力、優れたコスト意識、高いサービス意識などを生かし、即戦力として活躍できる人を募集します。

～ 廿日市市の求める職員像 ～

- ・ はつかいちに愛着・誇りを持ち、地域に貢献できる職員
- ・ 市民に信頼される職員
- ・ 相手を思いやり、職員や組織の連携を大切にする職員
- ・ 自ら学び、考え、実践し、成長し続ける職員
- ・ コスト意識と経営感覚を備えた職員

廿日市市職員採用試験については、廿日市市ホームページの職員採用試験のページでもお知らせしています。

問合せ（土日祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）

廿日市市 総務部人事課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

（廿日市市役所 2 階）

電話（0829）30-9104（ダイヤルイン）

廿日市市
ホームページ

